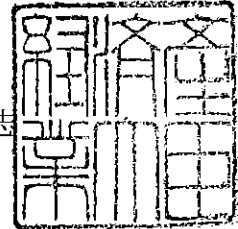


経 済 産 業 省

20210915 資第3号
令和3年9月15日

松江市長 上定 昭仁 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年超が経過し、これまでに10基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、世界各国が参加するパリ協定が発効し、気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として世界各国が取り組まねばならないものとして認識されています。こうした世界的な状況も踏まえ、我が国は昨年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、本年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。この実現に向け、あらゆる選択肢を追求していく中で、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力発電の活用は、責任あるエネルギー政策を実行していくために欠かすことができないものと考えています。

エネルギー基本計画においては、原子力発電は重要なベースロード電源であり、安全性の確保を最優先に再稼働を進めていく方針としています。

その上で、原子力政策が直面している最大の課題は、原子力に対する社会的信頼の回復にあります。エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。



このような認識の下、国として、下記の方針に従って、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。ご理解を賜るようお願い申し上げます。

記

1. 原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 島根原子力発電所2号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可等所要の法令上の手続きが進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。